

番号：151139

国名：全世界

担当部署：国内事業部中小企業支援事業課

案件名：普及・実証事業モニタリング調査 施設モニタリング（食品廃棄物リサイクル・製造業）

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：施設モニタリング（食品廃棄物リサイクル・製造業）

分野：食品廃棄物リサイクル、製造業

(2) 格付：3号

(3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2016年4月上旬から2016年8月下旬まで

(2) 業務M/M：国内 0.30M/M、現地 0.47M/M、合計 0.77M/M

(3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間

2日 14日 4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：3月9日(12時まで)

(4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）

（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 8点
②業務実施上のバックアップ体制等 2点

(2) 業務従事予定者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 45点
②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
③語学力 18点
④その他学位、資格等 18点

(計100点)

類似業務	食品廃棄物リサイクル又は製造施設の各種設計、施工管理、据付にかかる類似業務の経験（製造施設に関しては、レンガ製造施設経験を加点するが同経験に限定しない）
対象国／類似地域	ベトナム、バングラデシュ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：7. に記載の、対象案件実施企業
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

中小企業海外展開支援事業は、開発途上国の開発ニーズと我が国の中小企業の有する優れた製品・技術等とのマッチングを行うことによって、途上国の開発課題の解決と我が国の中小企業の海外事業展開との両立を図り、もって ODA を通じた二国間関係の強化や経済外交の一層の推進に資することを目的としている。うち普及・実証事業は、中小企業からの提案に基づき、製品・技術等に関する途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討することを目的とする。これらの取組により、より多くの途上国政府の事業や ODA 事業にその製品・技術が活用され、あるいは市場を通じその製品・技術が広がり、中小企業の海外事業展開とともに、我が国の地域経済の活性化の促進が期待されている。

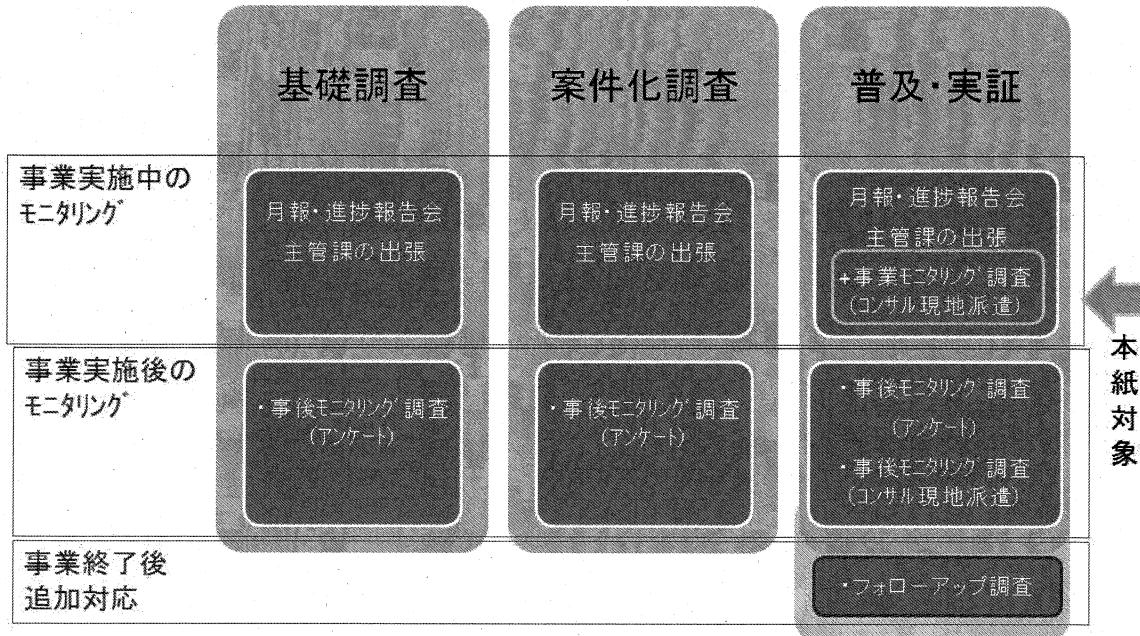
中小企業海外展開支援事業は、2012 年度に開始され 2015 年度で 4 年目に入っている。同事業は、2012 年の中小企業海外展開支援大綱の改訂や、2013 年の日本再興戦略に基づき、ODA を中小企業の海外展開支援に活かそうという取り組みであり、以降、JICA は ODA を通じ、中小企業の海外展開を支援するという新しい領域の業務に取り組んできた。普及・実証事業の採択数は、2014 年度補正予算による採択案件を含めると既に 100 件を越えており、現在、15 件が事業終了に至っている他、2015 年度下半期に多くの事業の終了が見込まれている。

中小企業の海外展開については、日本政府が「今後 5 年間で新たに 1 万社の海外展開実現」など具体的な海外ビジネス展開の数値目標を掲げている。中小企業は一般的に海外 ODA 業務やビジネス展開の経験が希薄である一方、一部の事業では、大型かつ複雑な機材の実証・普及活動が事業内容に含まれることもあり、JICA として、より慎重かつ入念な事業監理及びモニタリングが必要である。

事業監理及びモニタリング活動の一環として、国内事業部は現在「事後モニタリング調査」を毎年実施し、契約相手である中小企業に対してアンケート調査を実施している。加えて、今年度後半には、数件の完了済みの事業についてプロジェクトサイトを訪問し、サイトの現状確認や C/P との協議を伴う現地調査も計画されている。

これに対し、本普及・実証事業モニタリング調査については、普及・事業のうち、現在、実施中の事業で大型かつ複雑な機材の据付、O&M を伴う事業を対象に、機材の据付後、稼動の初期段階において、稼動状況や O&M の体制、人員の育成計画や C/P による予算措置等の現地での確認を通じ、事業効果の発現や機材の有効活用等の促進を図るために実施するもの。

中小企業海外展開支援事業のモニタリング体制(イメージ図)



7. 業務の内容

2016年1月から2016年6月頃にかけて据付・試運転を予定している普及・実証事業の案件を対象とし、据付・試運転を終えて稼働検査調書を受領したものから、現地での普及・実証事業モニタリング調査を実施する。

対象案件

大型かつ構造が複雑な機材（施設）の設置・運営を伴う以下の事業。

①国名：ベトナム

案件名：「内城土壤菌」を活用した『循環型第1産業モデル』普及・実証事業

企業名：株式会社修電舎

施設・機材名：食品廃棄物処理装置（食品廃棄物リサイクル）

据付時期目安：2016年4月頃

調査団派遣時期目安：2016年4月以降

②国名：バングラデシュ

案件名：無焼成固化技術を活用したレンガ製造普及・実証事業

企業名：亀井製陶株式会社

施設・機材名：レンガ製造装置（製造業（レンガ・焼物））

据付時期目安：2016年5月頃

調査団派遣時期目安：2016年6月以降

実施手法

（1）国内準備期間（2016年4月）

- ① 既存の文献、報告書等（業務計画書、業務進捗報告書、活動実績資料等）をレビューし、実績（投入、活動、アウトプット、目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 業務計画書に基づき、当該施設・機材にかかる現況、実施プロセス、初期段階のモニタリン

グ結果を分析するフレーム、データ収集方法、調査手法等を検討・整理する。

- ③プロジェクト関係者（事業従事者、C/P 機関、相手国政府側関係機関等）に対する質問リスト（英文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2016年4月から6月の内14日間）

- ①JICA事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本調査の内容・手法について説明を行う。
- ③事前に作成した質問リストを用い、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、当該施設・機材にかかる現況、実施プロセスを、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成見込み等）に基づいて、データの収集、整理を行う。右分析に際しては、同機材（施設）のハード面（機材が計画通りに設置され、所期の性能を発揮しているか）及びソフト面（運転に係る人員の体制は十分か、原料等の収集体制にリスクはないか、維持管理の予算措置は十分か等）の双方から稼働状況のモニタリング確認を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、開発課題への貢献見込みや、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記で得られた結果をもとに、C/P等とともに案件を監理するうえでの留意事項について、協議議事録として簡潔に取りまとめる。
- ⑥現地調査結果をJICA事務所等へ報告する。

（3）帰国後整理期間（2016年7月～8月）

- ①分析フレームに基づき、調査結果を分析・取りまとめる。特に中小企業海外展開支援事業（普及・実証）について、大型かつ複雑な機材が含まれることも踏まえ、普及・実証事業の既存制度のレビューや技術協力や無償資金協力の制度等との比較分析を行うと共に、普及・実証事業の事業監理を強化する観点から取りうる方策についての考察を取りまとめる。
- ②JICA国内事業部中小企業支援事業課に対して帰国報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する成果品は以下のとおり。

- （1）普及・実証事業モニタリング調査報告書（和文）（電子データの提出も行う）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

（2）直接人件費

直接人件費は、2015年度単価を上限とします。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年4月1日～2016年6月30日の内14日間を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 施設モニタリング（食品廃棄物リサイクル・製造業）（コンサルタント）

③便宜供与内容

当機構在外事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上

必要に応じて有り（現地語）

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ

カ) 執務スペースの提供

なし

（2）参考資料

①本業務に関する以下の資料を参考まで別添に添付致します。

・別添参照 普及・実証事業モニタリング調査報告書（案） 目次案

②本業務に関する以下の資料が当機構中小企業海外展開支援事業のウェブサイト

（http://www.jica.go.jp/sme_support/case/index.html）で公開されています。

・ベトナム国 「内城土壤菌」を活用した『循環型第1産業モデル』普及・実証事業 事業概要

・バングラデシュ国 無焼成固化技術を活用したレンガ製造普及・実証事業 事業概要

（3）その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA在外事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、在外事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイド（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④評価分析（モニタリング評価）の知見や業務に従事した経験があることが望ましい

以上

普及・実証事業モニタリング調査 報告書

目次

冒頭

- ・ 卷頭写真
- ・ 略語表
- ・ 地図
- ・ 図表番号
- ・ 対象案件概要
- ・ 要約

本文

1. 中小企業海外支援 ~普及・実証事業~の背景
2. 本普及・実証事業モニタリング調査の概要（業務概要）
3. 調査対象事業の概要
4. 各対象事業の分析フレーム
 - 4-1. <ソフト面 *10 指標を挙げること>項目例
 - ・ 人員体制（維持管理）
 - ・ 提案製品にかかる取扱い・技術移転方法・研修等
 - ・ 予算措置
 - 等
 - 4-2. <ハード面 *10 指標を挙げること>項目例
 - ・ 設計図面通りであるか（対象企業から取得）
 - ・ 稼働状況
 - ・ 開発課題への貢献度
 - 等
5. 現地調査内容
 - 5-1. <ソフト面>
*4-1にて分析したフレームに基づく項目に沿って記載
 - 5-2. <ハード面>
*4-2にて分析したフレームに基づく項目に沿って記載
6. 中小企業海外支援 ~普及・実証事業にかかる制度レビュー
 - 6-1. <ハード面>
 - 6-2. その他<ソフト面含む>

参考文献

添付資料